事 務 連 絡 令和2年11月27日

各地方厚生(支)局 年金調整課長 殿 年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金等事務費交付金における協力・連携の相談業務に係る交付申請にお ける算定事務の負担軽減に資する市町村の取組例について

国民年金事務に係る市町村(特別区を含む。以下同じ。)における協力・連携に要する費用については、国民年金事務費交付金等交付要綱(昭和57年2月17日付庁発第4号社会保険庁長官通知。以下「交付要綱」という。)に基づき交付しています。

今般、内閣府による令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、交付 要綱 10(4)市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談等の相 談業務に係る国民年金等事務費交付金の請求に必要とされる当該相談件数の把 握が、市町村の大きな事務負担となっているため、算定事務の簡略化を求める旨 の提案がありました。これを踏まえ、全国の市町村の取組のうち、相談件数を効 率的に把握する取組に係る事例について、別紙のとおり整理しましたので、貴管 内市町村に対して、周知いただきますようお願いします。

なお、本件については、平成30年度に会計検査院より実績件数を算定基礎件数として計上することを徹底するよう、改善処置要求が行われておりますので、引き続き適正な交付申請にご協力いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

厚生労働省年金局事業管理課収納対策・交付金係

電話 03-5253-1111 (内線3665)

FAX 0.3 - 3.5.9.5 - 2.7.0.8